

## 厚生労働省による新たな病床機能再編支援

地域医療構想の実現を図るため、厚生労働省より新たな病床機能再編支援制度が示された。これまでの取組に加え、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う医療機関の自主的な取組(病床の削減、統廃合)に対する財政的支援を通じて、病床の機能分化・連携を推進する。

### 1 病床機能再編支援事業の概要

地域医療構想の実現のため、病床数の適正化に向けた整備等を行う医療機関に対して、都道府県を通じて給付金を支給する。

財源	国庫補助金		
区分	病床削減支援	統合支援	利子補給
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病床削減病院等における病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計90%以下であること</li> <li>・同一年度内に同じ構想区域内で開設する病院を増床していないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合関係病院のうち、1以上の病院が廃止(有床診療所化、診療所化も含む)</li> <li>・2025年度中までに統合が完了する計画であり、全ての統合関係病院が計画に合意していること</li> <li>・統合関係病院等の対象3区分の総病床数の10%以上の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた場合</li> <li>・金融機関から取引停止処分を受けていないこと</li> </ul>
支給対象	令和2年度中に対象3区分(高度急性期・急性期・慢性期)のいずれかの病床の削減を行い、許可を得た場合	令和2年度中に対象3区分(高度急性期・急性期・慢性期)のいずれかの病床の削減を伴う統合計画への合意を行った場合	令和2年度中に統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた場合
支給額	廃止病床1床あたり病床稼働率に応じた額		金融機関から新たに受けた利子の総額(融資機関20年、年率0.5%上限)
補助率	定額(全額国庫)		

※ 対象3区分：高度急性期、急性期、慢性期

### 2 今後の予定

医療機関からの申請に基づき、地域医療構想調整会議による合意が得られたものについて、医療審議会(保健医療計画部会)での審議を経て、交付決定(国)を行っていく。

※ 次回の保健医療計画部会において審議予定

### (参考) 既存事業

財源	医療介護推進基金(医療分)		
区分	新)病床規模適正化	新)医療機関再編統合	病床機能転換
補助条件	稼働病床数10%以上削減(過剰病床数の削減)	統廃合・集約後の稼働病床数の減少	不足する病床機能(回復期・高度急性期)への転換
対象経費	建物(病棟・病室等)の除却や医療機器の処分等	新病院等の建設費、医療機器の購入費、建物の新増改築、除却費等	建物の新増改築、病室内の間取り変更など病床機能転換に係る整備費等
基準額	710千円/削減床	施設整備：新増改築 改修 改装 設備整備：高度急性期 回復期	5,365千円/床 3,747千円/床 200千円/床 22,000千円/施設 10,800千円/施設
補助率	1/2		